

## 南種子町農業委員会平成 26 年 6 月総会議事録

1. 開催日時 平成 26 年 6 月 16 日 (月) 午前 9 時 30 分から午前 10 時 13 分
2. 開催場所 研修センター1 階東側会議室
3. 出席委員

会長	8 番	戸石 助美			
会長職務代理者	10 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	小脇 登	2 番	中峯 哲義	
	3 番	中里 安男	4 番	寺田 誠	
	5 番	小山 重和	6 番	小脇 又男	
	7 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	11 番	古市 道則	12 番	西園 和良	

### 4. 欠席委員

### 5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 34 号農用地利用集積計画に対する意見決定について  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 4 号 農地流動化奨励金について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	羽生 幸一
農地振興係長	河野 彰子
農地振興係	河野 裕太

### 7. 会議の概要

- 事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。
- 事務局 開会前に本日の欠席の届けが会長に出ておりますので、報告い

たします。議席番号 5 番、小山重和委員が欠席であります。それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 長 ただいまから、第 35 農業委員会定例総会を開会いたします。  
議長 長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 6 番、小脇又男委員。7 番、西田暁委員を指名します。

議長 長 日程第 2、諸般の報告。局長が行います。

事務局 それでは諸般の報告を別紙にて報告いたします。5 月 16 日、南種子町農業再生協議会監査、9 時から研修センターで会長出席の下、25 年度収支決算監査を行っております。5 月 20 日、平成 26 年度種子島地区農業改良普及事業協議会総会が 14 時から、15 時から同会場において平成 26 年度種子島高等学校農業教育普及連携協定事業協議会総会が中種子町で開催されております。内容につきましては、平成 25 年度事業実績並びに平成 26 年度事業計画についてであります。5 月 21 日、平成 26 年度市町村農業委員会会長・事務局長会議が 13 時から鹿児島市で開催され、会長・局長が出席しております。内容については、平成 26 年度農業委員会の重点推進事項についてであります。同日、午前 10 時から、平成 26 年度南種子町農業再生協議会総会が研修センターで開催され、職務代理・係長が出席しております。内容につきましては、平成 25 年度実績並びに平成 26 年度事業計画についてであります。5 月 22 日、南種子町農業者年金友の会通常総会・親善ゲートボール大会が九時から町福祉センターと町営ゲート場で開催され、農業委員・職員一同が参加しております。内容については、平成 25 年度実績並びに平成 26 年度事業計画についてであります。5 月 26 日、県農業会議 5 月定例常任議員会議が 13 時 30 分から鹿児島市で開催され、係長が出席しております。内容については、農地法 4 条・5 条第 1 項の規定による農地の転用のための権利移動に関し、南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件であります。同日 19 時 30 分から、小平山農地管理組合運営委員会が小平山公民館で開催され、局長と農地相談員が出席しております。内容については、平成 26 年度の活動内容について、農地相談状況についてであります。5 月 27 日から 30 日、平成 26 / 27 年

期さとうきび植え付け調査が町内で開催され、職員が出席しております。5月30日、平成26年度南種子町いも生産振興会総会、17からうみの旅館で開催され、会長が出席しております。6月4日、南種子町観光物産館建設工事起工式安全祈願祭が10時から中央公民館で開催され、会長・局長が出席しております。内容については、南種子町観光物産館トンミー市場建設工事の起工式であります。同日9時から、平成26年度農政関係主要施策説明会が中種子町で開催され、係長が出席しております。内容については平成26年度農政関係主要施策説明会であります。6月5日、現地調査、9時から町内で開催され、会長、西園農地部長、西田・高田・古市・中里・石堂委員・事務局であります。内容については、3条・5条・奨励金、現地確認、農地パトロールであります。6月6日、平成26年度県農業委員会職員協議会理事会・県農業委員会組織業務効率化検討会が、13時から鹿児島市で開催され、局長が出席しております。内容については、平成25年度実績並びに26年度の計画であります。それと効率化会議につきましては、別紙にて全員協議会のほうで報告いたしたいと思っております。6月11日、平成26年度県農業会議上半期普及推進市町村巡回訪問意見交換会が16時30分から研修センターとサンダルウッドで開催されております。出席者については、農業委員・職員一同、県農業会議・支庁からであります。内容については平成26年度県農業会議上半期普及推進市町村巡回訪問（全国農業新聞・全国農業図書・農業者年金加入）推進であります。以上で諸般の報告を終わります。

議長 えー質義については、その後開催される全員協議会で取り上げたいと思っております。

日程第3、議案協議 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成26年度第34号農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題にします。

なお、整理番号1番については、寺田誠委員が参与の制限に該当します。先ず、整理番号1番のみを議題とします。寺田誠委員が農業委員会法第24条、議事参与の制限に該当することとなりますので、寺田誠委員の退場を求めます。

（寺田誠委員、退場）

会長 事務局より議案第1号、整理番号1番のみの説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第 1 号について説明いたします。資料のほうは 4 ページをお開きください。

ただ今会長よりありました、寺田誠委員に関する利用権設定についてのみ説明いたします。

【議案第 1 号、整理番号 1 番を議案書をもとに朗読】

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めるものであります。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 どなたか質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 1 号 整理番号 1 番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 1 号 整理番号 1 番については原案のとおり決定いたしました。

寺田 誠委員の入場を求めます。

(寺田誠委員、入場)

議長 引き続き議案第号 整理番号 1 番以外を議題とします。事務局より説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第 1 号、平成 26 年 6 月 30 日を広告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権 残り 7 件について説明いたします。

【議案第 1 号、整理番号 1 番以外を議案書をもとに朗読】

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、1 号議案について承認を求めるものです。よろしくお願いたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 1 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人・A、譲受人・B 外 2 件を議題とします。事務局より議案第 2 号の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。19 ページをお開きください。今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権の移転が 2 件、賃貸借が 1 件です。議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。

【議案第 2 号、議案書をもとに朗読】

これらの件につきましては、別添 20 ページからの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番。高田委員。

9 番委員 Aさんの賃貸契約についてです。現地調査に 5 日行きまして、一応ご報告をいたします。譲受人 Aさんにつきましては、夫の大脇重志さんと 2 人で、キビ・甘薯・水稲それにレザーリーフファンの経営をしております。今回の Bさんとの契約の農地につきましては、甘薯とキビを作付しておりました。5 年間の契約となっておりますけれども、今後も立派に荒らすことなく農地を利用していくというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 整理番号 2 番。西田委員。

7 番委員 整理番号 2 番についてですが、CさんとDさんですが。C君は担い手農家になります。Dさんは、15 年ぐらい前に一生懸命ここで百姓をしていた訳ですが、子供が、女の子がいるということで、長女の住む屋久島のほうにどうかということで移りました。の田んぼについてはCが 15 年ぐらい前から耕作をして、田を貸してくださいということで作っておった訳ですが、今回、母のEさ

んから本家を息子に売りたいということで、隠居家を作りたいということで宅地を探しておった訳ですが、一応、24 ページの図面でも分かりますように、にDさんの宅地、そこに家があった訳です。そこを買いたいということでお願いしたところ、Dさんのほうから戻ることもないから、合わせて田んぼも買ってくれないかと話がありまして、隣にあるの田んぼも含めた3筆を購入してくださいというお願いがあったものだから、話し合いの時点でそうしたようでございます。一応、担い手農家であり、機械も揃えていますので、いいんじゃないかろうかということで、審議のほうをよろしく願います。

議 長 整理番号3番。古市委員。

11 番委員 整理番号3番、Gさん。これは26ページをお開きください。古市勇さんのところに27㎡ですが、Fさんの分が入り込んでいるようで。Gさんのほうは、ここは町道、県道が入り広くなっている分が県の土地とばかり勘違いしていたようで、まあFさんのほうとしては自分の土地ということで、まあ入り口を土手の下を毎年毎年苗床用の土を掘って、これは何でおかしいやろと言ってみたら、これはFさんの土地やと、固定資産は県のものだということで、町で調べてみたら名義替えがされていなくて、Fさんということになっていましたので、まあ入り口の27㎡ですけど、まあ買ってくれということで3万円買ったそうです。当初は1万円くらいと言っていたんですけど、娘さんが中に入るとということで、娘さんは鹿児島の人なのでトッピー代ということで3万円です承したとのことです。まあ以上の説明でよろしく願います。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・H、譲受人・Iを議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。河野主事補。

事 務 局 はい。27ページをお開きください。今月の農地法第5条の許可

申請が1件です。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について資料を読み上げます。

【議案第3号、議案書をもとに朗読】

農用地区域外の都市計画区域内であり、農地の区分としまして2種農地の市街地近接農地に該当すると思われます。詳細につきましては次のページからの資料をご覧ください。以上です。

議長 　　ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、寺田委員。

4番委員 　　Iさんは先ほど説明がありましたように、自動車販売及び整備工場をやっている方でございます。また、Hさんとは殆ど面識がないということございました。それでは場所的には上中の街の地図があるように、とがある十文字のところでございます。場所的には先ほど言いましたように、周辺は道路に囲まれておりまして、住宅がずらっと周りを取り囲むように点在しております。畑、農地のほうは西側の後方にハウス施設があるということです。道を挟んで西側のほうにハウス施設がございます。場所的には第2種農地だと思います。状況は数年前から竹が生い茂って、耕作放棄地という形になっています。利用状況としてはこの土地を買い取りまして、そこにバラス等を敷き整地をして、工場前と自宅のほうに車両置き場があるんですけども、そこにいっぱい詰まっておる感じで仕事の埒があかないちゅうか、ぎりぎり停めているということで、そこを車輛置き場として20台くらい置きたいという、そしてまた経営拡大を図っていきたいと考えているようでした。この車輛置き場を作ることによって、周辺の農地には日当たりも良くなるし、竹も生えてこないということで影響はないものと考えますのでご審議のほう、よろしく申し上げます。

議長 　　担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「はい。」の声あり）

議長 　　はい。高田委員。

9番委員 　　今回の現地調査に同行いたしましたので、その折りに出た意見で、こうした車両置き場を作ることによって、周辺農地の影響を

考えて、周辺農地の方の同意書も取ったほうがいいんじゃないかという話もありましたので、出来ればそこら辺も忘れないでいただきたいという願いをしたいと思います。以上です。

議長  
事務局

事務局。何かありませんか。

はい。先ほど高田委員が言われたことなんですけど、今その同意書のことだったんですが、今回申請地の周辺の農地の所有者が牧瀬さんという方なんですけれども、その方の農地を、農業委員会を通してではないんですが、一応管理者であるということでJさんという方がその農地を耕作、管理しているということだったので、その人から同意をいただいたんですけれども、ただその農業委員会を通しての契約をされてないため、同意書として成立をしていないので、これにつきましてはJさんのほうに確認しまして同意書等を取り直しをしたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長  
9番委員  
事務局

高田委員。よろしいですか。

はい。

ちょっと今の同意書の件については、今までの農業委員会を通じて、農地から転用関係の4条・5条については、周辺農地に及ぼす被害等を考慮した形で、農業委員会ですべて許可関係を総会決定して貰っております。過去の経過で農業委員会が関わったところについては、色々な苦情関係が年に1回とか発生をしておりますので、そういうことがないようにということで、今、高田委員からの指摘だったと思います。今回もそういう形で同意関係を取っていかうということで、ここについては農地法での対策ということで同意をとっていきたいということで考えておりました。今回のケースについては、地権者自体が近くにいる方に管理をお願いしているということで、その管理者からは貰わないんですが、地権者からと、その管理者のつながり関係を示すものとして、同意書の精度を高めていきたいということがありますので、今回県の農業会議常任議員会議に行くまで、26日まではその同意書の整備をしていきますので、今後もこのような形で転用関係については、4条・5条については同意書を周辺農地関係からとるという形で進めていきたいと思います。以上です。

(石堂委員、挙手。)

議長  
10番委員

石堂委員。

はい。いいですか。えっとこの農地については、私も前から竹林だと思っていて、畑だったというのを今、初めて知った訳ですけ



れども、この荒れ地を利用するということはずごくいいことだと思えます。しかし、前の道路が非常に狭い道路です。で、その道路から出入りするようにはなっていますけれども、まあ本人も知っているだろうし、十分に交通に注意するとは思いますが、この申請予定となっておりますけど、ちゃんとした申請をとって本人にも注意を促すような方向で一言添えていただければと思います。交差点でもあることだし。よろしくをお願いします。

議 長 よろしいですか。

事務局 はい。

議 長 他にありませんか。

事務局 はい。

(「はい。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 3 号については原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議 長 日程第 6、議案第 4 号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・K 外 10 件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。33 ページをお開きください。議案第四号 農地流動化奨励金交付申請について説明します。

申請人は、K さん、外 10 件です。利用権の設定年月日は 2014 年 2 月 28 日が 4 件、2014 年 3 月 31 日が 5 件。2014 年 4 月 30 日が 2 件です。地積合計は 488 アール。奨励金の合計額は 24 万 4 千円です。現地調査において、耕作されていることを確認しておりますので問題はないと思います。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 4 号については、原案のとおり承認し決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 4 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。